			給水管、配電管その他の管と令第百十二条第十四項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別
		二面以上の断面図	令第百十二条第十四項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
			給水管、配電管その他の管と令第百十二条第十四項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別
		（略）	
	令第百十四条の規定が適用される建築物	各階平面図	（略）
			給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁との隙間を埋める材料の種別
		二面以上の断面図	（略）
			給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁との隙間を埋める材料の種別
		（略）	
(十八)	（略）		
(十九)	法第四十三条の規定が適用される建築物	（略）	
	法第四十三条第二項第一号又は第二号の規定が適用される建築物	法第四十三条第二項第一号の認定又は同項第二号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

			給水管、配電管その他の管と令第百十二条第十五項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別
		二面以上の断面図	令第百十二条第十五項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別
			給水管、配電管その他の管と令第百十二条第十五項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別
		（略）	
	令第百十四条の規定が適用される建築物	各階平面図	（略）
			給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を埋める材料の種別
		二面以上の断面図	（略）
			給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を埋める材料の種別
		（略）	
(十八)	（略）		
(十九)	法第四十三条の規定が適用される建築物	（略）	
	法第四十三条第一項ただし書の規定が適用される建築物	法第四十三条第一項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項